

事業者の皆様へ

## ごみ処理手数料の改定について

(平成 22 年 10 月 1 日からごみ処理手数料が変わります。)

野洲市では、野洲クリーンセンターへ搬入される一般廃棄物（ごみ）につきまして、ごみ処理に係る経費の一部を受益者負担の原則に基づき、搬入された方からごみ処理手数料をいただいています。

しかし、近年ごみの排出量の増加とともに、ごみ処理経費が増加しているため、平成 22 年 10 月 1 日からごみ処理手数料を改定させていただきますので、事業者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

なお、事業系許可収集用の指定ごみ袋については、単価の変更はありません。

○平成 22 年 9 月 30 日までの単価と平成 22 年 10 月 1 日以降の単価の比較

ごみの種類	これまでの単価 平成 22 年 9 月 30 日まで		新しい単価 平成 22 年 10 月 1 日～
可燃物類 ペットボトル	50kg 未満	735 円/台	208 円/10kg
	50kg 以上 500kg 未満	147 円/10kg	
	500kg 以上	168 円/10kg	
粗大ごみ 不燃物類	50kg 未満	945 円/台	214 円/10kg
	50kg 以上 500kg 未満	189 円/10kg	
	500kg 以上	210 円/10kg	

※単価に重量を乗じて得た額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てます。  
※単価は税込みです。

【例】可燃ごみ 570kg と粗大ごみ 30kg を搬入した場合

<改定前>

(可燃ごみ)  $570\text{kg} \times 168 \text{ 円}/10\text{kg} = 9,576 \text{ 円}$  = (端数切捨て) ⇒ 9,570 円

(粗大ごみ)  $30\text{kg} = (50\text{kg 未満 } 1 \text{ 台}) \Rightarrow 945 \text{ 円}$  = (端数切捨て) ⇒ 940 円

合計 10,510 円

<改定後>

(可燃ごみ)  $570\text{kg} \times 208 \text{ 円}/10\text{kg} = 11,856 \text{ 円}$  = (端数切捨て) ⇒ 11,850 円

(粗大ごみ)  $30\text{kg} \times 214 \text{ 円}/10\text{kg} = 642 \text{ 円}$  = (端数切捨て) ⇒ 640 円

合計 12,490 円

【お問い合わせ先】

野洲市 野洲クリーンセンター  
〒520-2313 野洲市大篠原 3333 番地 2  
電話 077-588-0568